

平成 28 年度 青森県子育て支援員研修募集要項

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度における地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成するため、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施する。

2 研修内容

基本研修

専門研修 地域保育コース（地域型保育、一時預かり事業）

※ 専門研修の受講は、基本研修修了を条件とする。

3 受講資格

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、次の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者。

ア 家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）の家庭的保育補助者

イ 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）B型の保育士以外の保育従事者

ウ 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）C型の家庭的保育補助者

エ 事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）（利用定員 19 人以下）の保育士以外の保育従事者

オ 一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）の一般型（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」4(1))の保育士以外の保育従事者

カ 一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）の幼稚園型（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」4(2))の保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者

キ 仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項）のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者

ク 「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び青森県児童福祉法施行条例に規定する「知事が同等と認める者」について」（平成 28 年 7 月 19 日青総第 722 号、青こ第 687 号青森県総務部長、青森県健康福祉部長連名通知）の別紙 2(2)に規定する保育従事者

4 募集人数

250名（青森会場100名、八戸会場150名）

定員を上回る応募があった場合には、調整を行う場合がある。

5 日程・会場

別紙 「日程表」 のとおり

6 見学実習について

専門研修の最後に、0～2歳児の保育に関する見学実習を2日間実施する。

実習先については、0～2歳児の保育を実施している認定こども園又は認可保育所とし、受講者自身による選定（勤務先等）、県による選定のいずれも可能とする。

受講者自身による選定の場合には、受講申込書に見学実習受入承諾書を添付すること。

7 受講にかかる経費(教材代等)

1,500円

- (1) 受講決定後に送付する納入通知書で、金融機関において納入期限までに納入すること。
- (2) 基本研修のみ受講の場合は500円、専門研修のみ受講の場合は1,000円とし、一部科目のみ受講の場合も同額とする。
- (3) 研修期間中の昼食、研修会場までの旅費、駐車場代、見学実習にかかる健康診断（保菌検査等）費用、宿泊費等の経費は受講者の負担とする。

8 受講免除

(1) 資格による基本研修免除

以下に掲げる者については、基本研修を免除することができる。

ア 保育士

イ 社会福祉士

ウ その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が修得されていると県が認める者

(2) 一部科目免除

基本研修及び専門研修の一部科目を修了している者。

9 申込

(1) 提出書類

下記の書類（各1部）を応募先へ郵送又はFAXすること。

ア 申込書

イ (8(1)ア、イの場合) 資格証等の写し

ウ (8(1)ウの場合) 資格証等の写し及び在職証明書（様式任意）

エ (8(2)の場合) 「基本研修修了証書」又は「一部科目修了証書」の写し

オ（見学実習先を自身で選定する場合）見学実習受入承諾書

※ 各種資格証及び修了証書等に記載されている氏名が変更されている場合には、戸籍抄本を添付すること。

※ FAXによる申込みの場合で、受信確認が必要な場合は、問い合わせ先へ電話で問い合わせること。

(2) 受付期間

平成28年12月1日（木）～12月22日（木）【必着】

10 受講決定

受講の可否については、申込者全員に通知する。平成29年1月18日（水）になっても通知が届かない場合には、問い合わせ先へ電話で問い合わせること。

なお、定員を上回る応募があった場合には、調整を行うことがある。

11 修了証書

(1) 全科目修了した場合

基本研修及び専門研修全科目修了者に、「子育て支援員研修修了証書」を交付する。（当該修了証書の交付を受けた者が「子育て支援員」となる。）

(2) 研修を一部欠席した場合

研修を一部欠席した者については、申請により下記の証書を交付する。（未受講の科目・実習を修了することで、(1)に定める修了証書の交付を受け、子育て支援員となることができる。）

①基本研修修了者「子育て支援員研修（基本研修）修了証書」

基本研修修了者から申請があった場合に交付する。

②一部科目修了者「子育て支援員研修一部科目修了証書」

研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等やむを得ない理由により研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合に交付する。

(3) 修了証書等の効果

(1)(2)に定める各種証書（以下「修了証書等」という。）は、全国の自治体において効力を

もつ。

12 事故責任等

受講者は、自身の判断で必要な保険（傷害保険、損害賠償保険等）に加入し、見学実習を含む研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応すること。

また、故意又は過失によって県又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに自らの責任において弁償すること。

13 個人の秘密の保持

受講者は、本研修において知り得た個人の秘密の保持について十分に留意し、研修期間中はもとより、研修終了後であっても第三者に漏洩しないこと。

14 その他

- (1) 県は、研修修了者、基本研修修了者、一部科目修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース、氏名、連絡先、その他必要事項等（以下「必要記載事項」という。）を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理する。
- (2) 研修修了者名簿の必要記載事項については、本研修に関することにのみ使用する。
- (3) 修了証書等は全国の自治体においても効力をもつことから、他都道府県等から本研修修了状況等に関する照会等があった場合には、研修修了者名簿の内容を照会先に提供することがある。

<応募先・問い合わせ先>

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部こどもみらい課 児童施設支援グループ

電話 017-734-9302（直通）

FAX 017-734-8091

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/kosodate-sienin.html>

青森県庁ホームページ>組織でさがす>健康福祉部>こどもみらい課

>平成28年度青森県子育て支援員研修